除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２８年（へ）第１号
山形県天童市老野森２丁目11番31号
申立人　株式会社エスユーエス
代表者代表取締役　吉田　孝寛
権利を争う旨の申述の終期　平成29年７月３日
平成29年７月４日　久喜簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　62514
金額　107,676円
支払人　株式会社栃木銀行幸手支店
支払地　埼玉県幸手市
振出日　平成28年７月21日
振出地　埼玉県北葛飾郡杉戸町
振出人　太平ホーム株式会社　代表取締役　荒島　敏彦
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第１号
熊本県熊本市北区龍田町弓削946番地13
申立人　株式会社陽光理研
代表者代表取締役　黒田　粒一
権利を争う旨の申述の終期　平成29年６月30日
平成29年７月３日　荒尾簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＥ75675
金額　167,687円
支払期日　平成28年３月15日
支払地　熊本県荒尾市
支払場所　株式会社肥後銀行荒尾支店
振出日　平成27年11月20日
振出地　熊本県荒尾市増永1850番地
振出人　第一製網株式会社　代表取締役　濱田悟
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続における包括的禁止命令

平成２９年（フ）第１２９６号
札幌市西区八軒１条西１丁目３番15号
債務者　株式会社ほくおうホールディングス
主文　すべての債権者は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成29年７月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２９７号
札幌市西区八軒１条西１丁目３番15号
債務者　株式会社ほくおうサービス
主文　すべての債権者は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成29年７月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２９８号
札幌市西区八軒１条西１丁目３番15号
債務者　株式会社ほくおうケアサービス
主文　すべての債権者は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成29年７月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２９９号
北海道帯広市西９条南18丁目２番地
債務者　株式会社福寿草
主文　すべての債権者は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成29年７月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３００号
北海道江別市野幌末広町39番地１
債務者　株式会社ほっとキッチン
主文　すべての債権者は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成29年７月14日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続における保全管理命令

平成２９年（フ）第１２９６号
札幌市西区八軒１条西１丁目３番15号
債務者　株式会社ほくおうホールディングス
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　窪田もとむ
平成29年７月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２９７号
札幌市西区八軒１条西１丁目３番15号
債務者　株式会社ほくおうサービス
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　窪田もとむ
平成29年７月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２９８号
札幌市西区八軒１条西１丁目３番15号
債務者　株式会社ほくおうケアサービス
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　窪田もとむ
平成29年７月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２９９号
北海道帯広市西９条南18丁目２番地
債務者　株式会社福寿草
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　窪田もとむ
平成29年７月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３００号
北海道江別市野幌末広町39番地１
債務者　株式会社ほっとキッチン
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　窪田もとむ
平成29年７月14日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第２９１号
栃木県宇都宮市錦２丁目１番16号
債務者　株式会社アセット・トレード・パートナー
代表者代表取締役　椿本　一人
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蓬田　勝美
４　破産債権の届出期間　平成29年８月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月20日午前10時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２７２号
東京都新宿区四谷３丁目12　エムワイビジネスプラザ四谷515号室、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区新宿５丁目１番13号
債務者　株式会社サンメンテナンス
代表者代表取締役　大澤耀一郎
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　康浩
４　破産債権の届出期間　平成29年８月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部